

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度第2回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和6年2月7日(水) 午前10時00分～午後0時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) 岩崎恭彦(会長)、高畑明弘、山本清己、伊藤暁広、 庄司愛、先浦宏紀、砂子美由紀 (事務局) 総務部長 池田 肇、総務部人事・行政担当参事 三木 敦、職員課長 上西伸幸、職員課長補佐 吉田和敏、職員課給与厚 生係長 高山剛将、職員課給与厚生係 宮間知里
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

2. その他

議事録

別紙

令和5年度第2回特別職報酬等審議会議事録

令和6年2月7日 午前10時00分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、高畑委員、山本委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】池田総務部長、三木人事・行政担当参事、上西職員課長、高山給与厚生係長、宮間係員

【議事録】

(事務局：上西) 定刻になりましたので、ただいまより第2回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお本日の出席委員は8名中7名で委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第5条第2項の規定により本会議が成立していることを報告いたします。それでは、議事進行につきましては、会長にお願いします。

(会長) 皆様、おはようございます。第2回の審議会ということでよろしくお願いたします。本日は、皆様からご意見をいただき審議会の答申として取りまとめていきたいと思っておりますので、活発なご議論をよろしくお願いいたします。事務局から色々と資料を準備いただいておりますのでそれに沿いながら審議を進めて参りたいと存じますが、その前に前回の振り返りなどをさせていただきます。

本日は、配布資料について説明いただき、それについての質疑応答を行います。そののちに、審議の論点である、1. 市長、副市長及び教育長の給料額について、2. 議員の報酬額について、3. 市長等及び議員の期末手当支給率について、この3点につきまして、委員の皆様からご意見を頂いて、それを審議会の答申として取り纏めて参りたいと存じます。

今回は、検討の視点3点について、認識を共有いただいたり、理解を深めてもらったりという内容でした。(1) 県内各市、類似団体と比較して現在の給料額等をどのように考えるか、この点につきましては、県内のうち人口10万人以上の他の6市と比較した際に低い水準にあること、また類似団体と比較しても低い水準にあることについて、問題意識を改めて共有していただきました。

この点につきましては、委員の皆様から、松阪市という広域の自治体を運営する市長等の職責の大きさや、市民マラソンや選定療養費のことなどに取り組んでいることも含めて評価してもよいのではないかとのご発言もありました。また、議員の報酬につきましては、なり手不足の問題意識を引き続き持っていくべきというご発言もあったというように記憶しています。続いて(2)の市の財政状況、地域経済の動向をどのように考えるかということ。まず財政状況については、担当課長から、合併以降、堅調な財政運営に取り組まれていることについて説明いただき、最近のトピックとして、合併特例事業債を活用して未来投資基金に積み立てていることをご紹介いただきました。将来世代への受益と負担の公平性について考慮しながら引き続きの堅調な財政運営に取り組んでいく姿勢が見えたかなと思います。

地域経済の動向につきましては、委員から貴重な説明をいただきました。物価高や世界経済、2024年問題など不透明感を増すような状況はいくつかありながらも、景気は持ち直しの方向にあることは間違いないのではないかと。松阪地域は、県内平均よりも持ち直し感の大きい地域であることの説明もありました。

3点目といたしまして、人事院勧告を考慮する。市長の挨拶にもありましたが、今年度の最も大きなトピックスになるかと思っております。改めて確認しますが、過去5年の平均と比べて約10倍のベースア

ップが図られていまして、1つは若年層を中心とした俸給表の改定、2つ目はボーナスを0.1月上げる、という内容でした。昨年の審議会からの申し送りですが、引上げについて検討する中で、積極的な理由に乏しく据え置きとした一方で、今回の人事院勧告の内容が積極的な理由にあたるかどうか、というところが本年度の審議のポイントになろうかと思えます。

今回の人事院勧告の答申については、初任給をはじめ若年層に重点を置いており、全体を通しては1.1%の改定率であるものの幹部職員クラスになると0.3%の改定率であり、この点を踏まえた議論が必要ではないかという意見や、市民感情に配慮した取りまとめが必要ではないかという意見なども前回頂いたかなと思えます。

昨年度からの持ち越しのもう1点として、市長、副市長、教育長のこれら行政三役を従来から一括りにして検討して参りましたが、これを分けて考えることもできるのではないかという意見がありましたので、分けて考える際の何らかの検討材料、検討資料について事務局で検討いただきましたが、分けて考えるのに適切な資料が見当たらないことや、他市においても分けて検討している審議会が見当たらないことから、本年度については、従来と同様、行政三役については一括りで考えていくということになりました。

前回の審議会では、特別職の給料や報酬にかかる引上げ、引下げ、据置きなどの大きな方向性について、委員の皆様にご意見いただき、本年度については引き上げる方向性で考えていくことができるのではないかということになりましたので、これらのことに基づいて事務局から準備いただいた資料についてご説明いただきたいと思えます。

ここまでの振り返りで、過不足などございましたら補足いただければと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

(会長) ありがとうございます。それでは、事務局から事前にメールで共有いただいた資料について、改めて説明をお願いします。

(事務局：高山) それでは今回追加でご用意いたしました資料について、順にご説明いたします。事前にメールでお送りしました資料の番号と順番が前後いたしますが、まずは、県内他市の開催状況についてご説明いたします。

「令和5年度における県内各市の報酬審開催状況および給料・報酬及び期末手当の改定状況について」という見出しの資料です。こちらは、例年ご提示させていただいております、今年度、県内14市における特別職報酬等審議会の開催状況と、期末手当の改定状況でございます。

ご覧のとおり、今年度、松阪市以外に審議会を開催したのは四日市市と亀山市でございます。そのうち四日市市については、引上げの答申が出ております。答申書も確認しましたが、引上げ後の金額が示されているのみで、引上げ幅についての記述はありませんでした。引上げ幅の根拠につきまして四日市市の担当に確認しましたところ、令和2年から3年にかけての一般職の給料改定率1.5%に準じたということでした。

亀山市については「市の財政状況が思わしくない、県内他市の比較においても改定が必要な状況とは言えない」という理由から据置きとしています。

そのほか、他市の期末手当の改定率については、ご覧のとおりです。審議会に諮らず、昨年12月の一般職の給与改定に合わせて改定するところが大半です。県内の状況については以上です。

続きまして、全国の答申の傾向についてご説明いたします。「令和5年度県内各市及び類似団体の答申内容」というホッチキス止めの資料になります。

1枚目は、県内2市と類似団体5市の答申状況です。県内については先ほど申し上げた通りで、類似団体については松阪市を除いて15市中5市が審議会を開催しています。磐田市については現在開催中です。その他の4団体はご覧のとおりの内容となっています。2枚目以降は、私個人がインターネットで検索し、ヒットしたものを人口規模別にまとめてみました。

特別区や都道府県、町や村は除いてあります。すべてを拾いきれているわけではなく、また松阪市のように答申書をホームページなどで公表していないところも数多くあると思いますので、あくまでも傾向を見るという程度に捉えていただければと思います。

2枚目は人口が50万人以上の政令指定都市や20万人以上の中核市といった大きな都市になります。3枚目4枚目はそれよりも規模の小さい人口10万人以上の都市で、松阪市と同規模になります。5枚目6枚目は10万人未満の都市になります。

資料全体の傾向ですが、議員については若干引上げが多いように見て取れます。数年ぶりの改定、その間に議員定数が削減され、なり手不足を危惧しての引上げを理由としているようなところもあります。一方、市長、副市長、教育長については、据置きが最も多く、引上げに慎重なところがあるように思います。

引上げ幅やその根拠については多種多様ですが、人事院勧告の改定率を根拠としていること、長い間改定がなかったことを加味しての判断というところが複数あります。前回の審議会におきましても、人事院勧告の改定率を参考にしては、といったご意見も頂複数戴しておりましたので、これらの傾向を参考に、たたき台として4パターンほどご準備させていただきました。

それでは、事務局案について説明いたします。案1、案2についてまとめてご説明いたします。

これらは、「ポイント」のところにもあるとおり、数十年ぶりとも言われる昨年、令和5年の人事院勧告における大幅な給料の改定率、こちらをそれぞれ根拠といたしました。案1は、国家公務員の指定職の平均改定率0.3%を根拠としています。当審議会におきましても議員の期末手当の支給率は、この指定職の支給率を参考にしてきているところがございます。

案2は一般職の平均改定率1.1%を根拠としています。具体的な金額としましては、それぞれの表にあるとおり、現行の月額、引き上げる金額、そして改定後の月額という順になっています。なお、千円未満の端数は四捨五入としています。そして、引き上げ後、県内と類似団体での位置づけがそれぞれどうなるかを示したものになります。+1は順位が1つ上がったという意味になります。

そして、右側の表は、年収ベースでいくらかの増額になるか、また、県内や類似団体での位置づけがどうなるかを示させていただきました。月額や年収の他市との比較におきましては、前回の審議会でご意見いただきましたとおり、他市で既に改定されているものや改定を見込んでいるものを可能な限り反映しています。

また、年収を試算するにあたり、松阪市の期末手当の改定率については、比較する他市の中で最も多い、市長等が4.5月、議員が3.4月という支給率を用いて試算しています。

この支給月数については、年収の比較に現実味を持たせようという意図のみでありまして、のちに議論いただく松阪市の特別職の期末手当支給率の議論について、その方向性を示唆する意図はありませんことを、ご理解いただきたく存じます。

続きまして、案3ですが、ポイントにありますとおり、平成26年度を最後に改定が行われていないことを考慮しまして、その時点から現在までの、官民格差、これは毎年的人事院勧告で国が公表している国家公務員と民間企業との給料の較差ですが、この%を合計したものになります。

次に案4ですが、こちらは、この官民格差を受けて国家公務員が給与改定を行い、その結果として平均改定率が出るわけですが、そちらを合計したものになります。

最後にグラフの資料についての説明でございます。こちらは4つの案で改定を行った場合の他市との比較について、どのあたりに位置づくかを視覚的に分かりやすくならないかと思ひまして作成したも

のになります。前回の資料1のグラフと比較していただくとよいかと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様から引上げ幅についてのご意見をいただきます前に、資料説明についての理解を深めて参りたいと思いますので、自由にご質問やご感想などいかがでしょうか。

(委員) 案3の2.08%は資料1の官民格差の平成27年度から令和5年度までの合計値という事ですが、令和5年度をみると0.96%というのは、マイナスということになるのか。

(事務局：高山) 官民較差の数字については、プラスの場合は民間企業平均給料より国家公務員平均給料のほうが低かったということを示しています。較差は金額で表されますが、それが国家公務員平均給料の何%にあたるかということになります。

(委員) 県内各市の改定状況について、備考欄には、一般職の率に準じる、指定職の率に準じるとあるが、これは給料なのか期末手当なのか。

(事務局：高山) 期末手当の支給率についての説明でございます。ただ、津市のようにベースとなる年間支給率は異なり、引上げ幅について準じているということもございます。

(会長) 松阪市の場合には、例年、本審議会の答申を受けて、給料等や期末手当の支給率を改正するという形を採っていますが、他市の期末手当の支給率については、審議会を経ず、令和5年の人事院勧告の内容を受けて、昨年12月に改定をしています。いわば1年遅れる形となって、そこに他市とズレが生じているということです。なので、この資料からは、他市が人事院勧告に連動するような形で0.1月分期末手当の支給率を引き上げていることを踏まえ、当審議会としてどう審議するかということを見ていただくということです。

(委員) 案3や案4の官民較差率や平均改定率は、前回改定後からの累計ということだが、どういう意味か。

(事務局：高山) 平成26年度に特別職の給料や報酬の改定がありまして、それ以降、松阪市においては改定が行われていないため、平成27年度から令和5年度までの累計といたしました。

(委員) 県内各市の報酬審の状況の資料について。四日市市や亀山市は報酬等審議会が開催されてこの結果ということでしょうか、他の開催されていない市は、期末手当は改定されているが、給料、報酬の改定はないということか。

(事務局：高山) はい。審議会そのものが開催されておらず、改定にかかる審議をされておられないので、改定はないと捉えていただいて結構です。据置きということで確認もしております。

(委員) 審議をせずに、何らかの基準を以て改定されることは。

(事務局：高山) 特別職報酬等審議会を開催するかどうかについては、各自治体の判断に委ねられま

すが、そもそも特別職の給料や報酬を改定する際は、特別職報酬等審議会に諮問して諮ること、と条例で定められていますので、審議会を挟まずに給料や報酬を改定することはできません。

一方で、期末手当の支給率については、そういう定めがございませんので、審議会に諮らず各自治体の判断で改定することが可能です。ただ、松阪市においては、期末手当の支給率についても、報酬等審議会に参考として意見を求めるという形を採っているということです。

(会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 前回の審議会で議員定数に関する話題がありましたが、今年、その動きはあるのでしょうか。

(事務局：上西) 議員定数の考え方については、公示等の関係もありますので、改選時期となる令和7年度の夏までに、色んな審議会等が開催されて、定数等が決定することだと思いますので、今年中に定数を削減するという事にはならないと思います。

(会長) 松阪市においては、市町村合併後は、定数の変動なく今まで来ているのか。

(事務局：上西) 合併直後は特例ということもあり、1市4町合わせて80人でスタートしておりまして、その後34人になりまして、現在は28人まで削減されています。

(会長) 全国他市の状況を見ますと、前回の改定時から議員定数が削減されていて、職責が重くなっていることを踏まえての大幅な引上げをしているようなところもあるようですが、松阪市においてはその点どうでしょうか。

(三木参事) 平成17年1月の合併時、約半年間は特例により80人となっていました。平成17年8月に新松阪市の定数34人になり、平成21年8月に30人、平成25年8月に現在の28人になりました。直近では、平成28年に有識者等を交えた松阪市議会議員定数のあり方調査会が立ち上げられ、他市の状況等を考慮したうえで現状維持がふさわしいという判断になっています。

(会長) そちらの調査会では報酬に対する議論は行われていますか。

(三木参事) 住民自治協議会連合会から松阪市議会のあり方に関する意見書が出されたことを踏まえて調査会が立ち上げられ、その中で報酬に対する議論もあったように思いますが、メインは定数に関する議論でした。

(事務局：高山) 今回の市長からの諮問書の中に、議員報酬についての諮問も含まれていますが、これは事前に市議会に対して市長等の給料と一緒に諮問しますか、と確認をとっています。審議会に諮問することなく議員の中で議論いただき、(議員発議として)報酬を改正することは可能です。

(会長) 他によろしいでしょうか。では続きまして、審議の論点について、ご意見を賜って参りたいと存じます。最終的には改定率についてご意見を頂くこととなりますが、複雑なところもありますので、順を追ってご意見を頂くことをご了承ください。

まず、前回の審議会で大きな方向性として、給料、報酬については引上げで検討してはどうかという意見をいただきました。それを受けて、本日、事務局から資料をご用意いただきました。資料をご

覧になられたうえで、その大きな方向性について、改めて見直してはどうかという考え、据置きや引下げてはどうかというお考えをお持ちの委員がおられましたらご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

意見無し

(会長)では、前回頂いた、引上げという大きな方向性に沿って進めるということによろしかったでしょうか。

異議なし

(会長)ありがとうございます。では続きまして、事務局案として4案ございますが、これ以外にも別の案、お考えをお持ちの委員がございましたらご意見いただきたいと思います。全国他市の状況を見ますと、引上げ率について根拠のある答申の多くが人事院勧告を参考にされていることに基づきまして、また、前回においても、人事院勧告を参考にしてはどうか、というご発言もございましたので、それを踏まえて人事院勧告を参考にするような形で4案を取りまとめてもらっています。これ以外にも根拠が無い訳でもないと思いますので、もし、委員の皆様から別の案についての考えがあるようでしたら、いただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)別の案というよりは、いただいた資料を見ていまして、私自身の考えとしては、全国他市の答申の状況を見る中で、引上げや据え置きかの判断は大きく分けて5つの項目で判断しているというのがひとつあります。まずは社会情勢の変化。物価上昇とか賃上げ、地域の経済状況、コロナ禍、コロナ後の経済状況の動き、これが1つ目。2つ目は人事院勧告の動向、これは指定職の改定率や一般職の改定率などあると思いますが、3つ目は前回の改定から相当期間経っているかどうかというところ。4つ目は、市の財政状況がどうかというところ。最後に類似自治体の状況。この5つが全国他市の答申状況のうち、引上げなどを判断している中で大きい部分でした。

松阪地域では事務局の説明や皆様のご発言、また私からは経済の状況についてお話をさせていただきましたが、社会情勢的には物価上昇や賃上げ、それらを反映させるということであるとか、四日市市においては、(特例職の報酬等の改定が)経済への波及効果があるという視点でやっておられて、なるほどなと思いました。松阪市の経済の状況は三重県全体に比べて改善度合いが良いということはプラス要因かなと。人事院勧告については、指定職の改定率に合わせるなど参考にしているところがある。また、引き上げしているところは前回から相当期間経っているという点。松阪市の例でいえば、平成26年度以降改定していないことから言えば、引き上げてもいいのではないかと。市の財政状況については、前回ご説明があったとおり、財政調整基金も一時期コロナ禍で崩していましたが、数字も戻っていたり、経常収支比率や将来負担比率、中長期の資金収支の健全性を表す指標などをみても、それがネックになることはない気がします。他の自治体では、財政状況が芳しくないから据え置くという判断もしているが、類似自治体の状況についても、周りが引き上げていないから据え置く、という判断もあるが、松阪市においても類似団体がいくつか引き上げており、県内をみても亀山市は類似団体の区分が松阪市と異なる。亀山市が据置きだから松阪市も据え置くという単純な議論にはならないと思います。類似団体が引き上げているのに据え置くとすれば、格差はますます開いていく。こういう5つの視点から考えると、給料や報酬は引き上げてよいのかな、と思います。

(会長)ありがとうございます。委員からは5つの視点から見た際にも引上げの方向で、かつ、人事院

勧告を参考にするような形での4案を補完するような形でご意見いただきました。他にいかがでしょうか。それでは、引上げ、据置き、引下げの3つ方向性の中では、引上げの方向で、引上げ率をどう考えるかということについては、案1から案4のいずれかが妥当か、というところでご意見を伺って参りたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

異議なし

(会長) ありがとうございます。ここからの絞り込みが難しいなと感じていますが、委員から頂いた5つの視点、社会情勢の変化、人事院勧告、前回改定から相当期間経っていること、市の財政状況、それから類似団体の状況。この5つの視点、いずれも重要だと思いますがこのうち、前回の改定から相当期間経っていることをどのように踏まえるかという点で、案1案2と案3案4とでは、大きく考え方が違っているかなと思います。

そこで、まずは平成26年度以降改定がないことを踏まえて、案1案2の方向で考えるか、それとも案3案4の方向で考えるか、この点からご意見を伺おうかと考えておりますがよろしいでしょうか。

異議なし

(会長) ありがとうございます。本日欠席の委員からは、事務局が予め意見を伺っているということですので、委員の皆様からご発言いただいた最後にご紹介いただきたいと思います。では委員いかがでしょうか。

(委員) 案3案4の考え方は分からなくもないが、過去を清算するような、若しくは見直すような印象を受ける。毎年、ここで審議してきたことを否定するように感じてしまうので、案1案2がいいかと思います。

(会長) ありがとうございます。では委員お願いします。

(委員) 4案の中では案2か案3あたりを考えていた。委員が言われたように社会情勢や人事院勧告、改定のなかった期間、財政状況、類似団体からみると引上げについてはその通りだと思う。2案と3案とで、改定による増加分が市の財政に与える影響としてどれだけ違うのかを考えると3案でもよいと思った。

(会長) 続いて委員お願いします。

(委員) 今回の判断基準が今後も引き継がれていくのは厳しいと思うので、どの案を選んだ場合でも、今回に限っての判断、という前提は必要だと思う。3%くらいのイメージは持っていて、案4の2.08%にしても、委員の意見を聞いて、2%という数字を出すにしても別の根拠であるほうがよいなという事を思いました。0.3%や1.1%以外の数字を用いた場合、職員にとってどう映るか。民間企業に置き換えれば、トップが上がらないと社員も上がらないという感覚もあるのか。0.3%や1.1%以外の数字を採用した場合でもそんなに悪くなる気はしない。案1案2や案3案4でもなく申し訳ないがそういう意見です。

(会長) ありがとうございます。では委員お願いします。

(委員) 私は案1か案2かなと思います。社会全体としては賃上げの傾向にあると思いますが、中小企業が所属する団体の中で話を聞くと、コロナ禍以前の経営状況に戻りつつあるような業種もありながらも、物価高騰などでまだまだ大変な企業が多いなという印象を持っていますので、慎重にしたほうがよいのかなという印象です。

(会長) ありがとうございます。では委員お願いします。

(委員) 私も委員の意見に近いところがありまして、2.08%という、その当時の状況に戻っていくという形になってしまうのではないかという。経済は日々動いている中で、そこにはどうしても戻れないので、その時々判断で積み上がってきたわけですし、そのための審議会だと思います。そういう意味では私は案1か案2だと思います。では、案1と案2のどちらかということであれば、非常に保守的な考えかも分かりませんが、他市の事例を参考に、例えば類似団体の豊川市とか安城市などは、色んな状況を踏まえて、指定職の0.3%という改定率を参考にしている。指定職というと企業でいう役員のようなものと捉えることもできるが、役員の報酬は一般の職員と比べて大きく変えるかということそうそう変えない企業もあるので、保守的にはなりますが、案1ぐらいかなというイメージを持っています。平成15年の時点では(市長の給料が)1,013,000円であったことを鑑みれば、松阪市という規模や他市との比較という点でも思います。

(会長) ありがとうございます。それでは委員お願いします。

(委員) 一般職の1.1%を上回って大きく引き上げるというのは、一般職員から反感を買うような気がしますので、案1か案2が妥当だと思います。期末手当の引上げ改定もあるとするならば、基礎額が上がることで年収が上がり過ぎるのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。では委員の考えをご紹介しますでしょうか。

(事務局：高山) それでは事前に頂戴しております委員のご意見についてご披露いたします。

『市長、副市長、教育長の報酬について、今回の改定においては物価高騰などの社会経済の変化はもとより、常勤であること、重責を担う職務であることから、案4に示す2.5%の引上げ率を適用することが望ましいと考えます。一方で議長、副議長、議員の報酬の額については、松阪市住民自治協議会連合会から松阪市議会のあり方に関する意見書を議会に提出しており、それを受けて議会が検討していることから、報酬については、その結果を以て審議すればよいものとする。よって、今回の改定においては据置きとすることが望ましいと考える。』というご意見を頂戴しております。

(会長) ありがとうございます。審議の経過の中では、どういう形で審議を進めたかということと、それに対して委員の皆様からどういうご意見を頂いたかという形にしていただければと思います。私個人の意見としては、案1、案2です。過去の状況を踏まえての審議という事ではありますが、平成27年度以降は、毎年度審議会を開催して、その都度その都度の判断をしまりましたので、今年度についても、今年度の状況を見てどうかという形で審議し答申していくのが、審議会としての在り方ではないかと思えます。今年度での関わりからすると、案1か案2になるかなと考えております。

委員の意見の分布といたしましては、案1か案2が5人、案3か案4が3人ということになるかと思えます。多数決で決めるものではなく、皆様のご賛同を経てまとめていきたいと思えますが、この

後、仮に案1か案2ということになれば、改めて、案1と案2のどちらかということをお訊ねしてみたいと思います。審議会全体としては、案1か案2という形で取りまとめる形でよろしいでしょうか。

(委員) 年収を比較したグラフについて、他の自治体と1年遅れの松阪市と一緒に比較してよいものか。正しい判断をする(審議会に意見を求める)がゆえに改定が1年遅れることは問題ないと思うが。この表では他市の期末手当は4.5月から4.6月になるということか。

(事務局：高山) 事前にご説明したとおり、他市の期末手当については引上げ後の支給率で計算しています。大半の自治体が昨年12月に4.4月から4.5月に改定しているので4.5月という支給率で。どの時点を基準にとるかで意見は分かれますが、この令和6年4月1日時点での見込みということで計算しています。

(会長) 表の作り方は、本年度の審議を踏まえて見直したほうがよさそうですね。改定の時期が違われ、審議会の審議を経たうえで改定することを決めている市の特殊性が反映されていないことが問題だと思いますので。

では、両論拮抗する中でさらに審議を進める中で、方向性としては案1か案2のポイントにあるように令和5年の平均改定率に着目して審議を行うという事でよろしいでしょうか。

異議なし

(会長) ありがとうございます。では、令和5年の平均改定率に着目した際に、指定職の平均改定率に着目するのか、一般職の平均改定率に着目するのか、ということをご意見をいただきたいと思います。

他市の状況を見ますと、類似団体の豊川市や安城市は指定職の平均改定率0.3%を参考としているようです。他方で、みよし市などは議員に限りませんが1.1%程度の引上げの答申を出していますので、案1、案2ともに一応の理由づけ、根拠にはなるのかと考えます。

委員いかがでしょうか。

(委員) 難しいところですね。三重県下の報酬、給料を見ていると据置きが多いように思うが、松阪市が平成27度から改定してないことと昨今の社会情勢を考えると人事院勧告の一般職の平均改定率を参考にして1.1%引き上げることがよいのではないかと思います。中小企業、小規模事業者の立場を考えつつも、社会情勢的には賃上げの動き、いかに価格転嫁できるかという課題はありますが、そちらの方向で世の中は動いていますので。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 案2でよいのかな。類似団体ということで豊川市や安城市の紹介がありましたが、どちらの市の市長の給料も松阪市より高いので、1.1%引き上げることで少しでもその差を縮めていく。松阪市にはそれだけの価値があると思っています。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 県内他市との比較の中で、案1、案2は改正しても特に順位が変わらない。亀山市という特殊なところを追い抜いただけ。あくまで、桑名市や伊勢市といった目線が必要だと思っている。なので

案1、案2ではなかった理由はそこから。一方で、案3、案4は過去を清算するような印象があるという委員の意見ももっともだと思う。案3、案4は理由づけがダメなのであって、金額的には、違う理由で2.08%が出てきたなら支持していたかなということを考えています。案1、案2となった時点で金額の理由がなくなったので、2%でなければ、0.3だろうと1.1だろうと同じという感覚はある。理由を大事にするなら案1の0.3%ということになるが、総合的に見て理由としてはロジカルでなくなるが案2でお願いします。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私も皆さんとよく似た理由になりますが、特別職の皆様は日々頑張っているのに、類似団体と比較して低い水準にあるということと、長い間改定がなかった意味でも1.1%の案2でよいのかなと思います。今回の引上げのタイミングとしては1.1%でよいかなと思います。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 先ほど意見を述べさせていただいたように、1.5%程度の引上げを行った四日市市さんは不交付団体ということで財政的には優良な自治体ですし、特例市であり類似団体のランクも松阪市と異なる。松阪市と同じ類型で行けば、財政的な状況であるとか経済的な不透明感があるところで、保守的ではありますが、0.3%の引上げというところで考えることがよいのではと思いました。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 先ほど、案1という事で意見しましたが、会長の説明にありましたみよし市の例では議員報酬のみ引上げということもありましたので、別に考えてもよいのではと思いました。

(会長) ありがとうございます。委員は案4ということでしたが、案1、案2でいえば恐らくは案2になるだろうと思います。

私の意見としては委員と同様で、理由づけからするならば、0.3%の案1になるはずですが、現在の社会情勢であるとか、過去ずっと引上げがなかったこと、また、この審議会においても、(他市と比べて)低い水準にあるという問題意識を絶えず持ちながら審議し続けてきたことなどを踏まえると、今回は案2の1.1%でよいのではないかと考えます。

では、0.3%でというご意見もいただきましたが、全体としては、令和5年人事院勧告の国家公務員の一般職の平均改定率を参考に1.1%引き上げる、そういう形で審議会の答申をまとめたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

異議なし

(会長) ありがとうございます。では、論点の1つ目、市長、副市長、教育長の給料額については、本年度は、引上げとし、その改定率は、国家公務員の一般職の平均改定率を参考に1.1%ということで答申とさせていただきます。

続きまして、論点の2つ目、議員の報酬額について、でございます。これにつきましては、先ほど委員からご意見いただきました。当審議会としても、行政三役と別に検討すべき理由がはたしてあるかないかというところで、従来から意見をいただいております。

他に、行政三役の給料の額と比べて、さらに考慮すべき事由があるということでしたら、その点も考慮してどう考えるかということになりますし、同様に、ということでしたら、今まとめていただいた1.1%の引上げを議員の報酬にも適用する形での答申となろうかと思えます。

議員の報酬額について、行政三役とは別途検討するような考慮事項があるかないか、あるとすればそれがどういう事項かということについてご意見を頂きたいと思えます。

委員からお願いできますでしょうか。

(委員) 委員の意見にあった、松阪市住民自治協議会連合会から議会への意見書、定数削減と報酬の件について詳しく教えてください。

(事務局：高山) 昨年11月に松阪市住民自治協議会連合会から議会に対して、あり方に対する意見書が提出されておりまして、その中のひとつに議員定数に対する意見が盛り込まれています。簡単に申し上げると、議員定数が多いので改正が必要ではないかという意見です。これを受けて今後議会で議論がされていくわけですが、委員は松阪市住民自治協議会連合会の会長を務めてみえるということもありまして、定数削減にも触れられているのだと思えます。

ただ、報酬審議会の役割としては、議論の中で、定数削減という要因は完全に切り離すことはできないかもしれませんが、議員定数そのものについてまで意見すべき機関ではないということをご理解いただきたいと思います。

(事務局：上西) 補足します。この場での議論を誘導する全く気はございませんので参考程度にお聞きいただければと思いますが、定数のあり方と報酬のあり方は別で検討すべき事項だと考えます。定数と報酬をセットで考えてしまうと、賃上げの動きがある昨今の社会情勢であっても、定数削減ありきでないと報酬を上げることができないという議論に陥ってしまいます。議員のなり手不足という部分や、松阪市の財政基盤や市町村の規模も含めて、別で議論されるべき事項だと感じます。

(委員) ありがとうございます。市長等と同じ改定率でよいかと思えます。

(会長) 委員お願いします。

(委員) 私も市長等と同じでよいかと思えます。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 松阪市住民自治協議会連合会から議会に対する意見書の中で、報酬に対する意見はあったのか。

(事務局：上西) はい。読み上げますと、「議員報酬及び政務活動費について、本意見書は、単に定数の改正について意見するものではなく、地域の発展を願い、議員活動の活性化を期待するものです。そのためには議員報酬及び政務活動費についても議員としての責任、活動に対して適正な額でなければならないと考えます。三重県内の人口10万人以上の市の議員報酬の平均は495,667円、政務活動費は45,833円となっています。議員報酬は市の報酬審議会で検討されることではありますが、こうした状況を鑑み、より充実した議員活動を保証するために、現行の報酬については440,000円を1割程度増額し、政務活動費については、月額25,000円を40,000円に増額することを提案します。」

といった意見がなされています。

(委員) (定数と報酬の) どちらが先かという問題もある。松阪市住民自治協議会連合会はセットで考えている可能性もある。考え方としては切り分けたほうがよいが、市の財政状況、予算、経費を見た時には、関係性はゼロではないという見方もできる。

話を戻すと、議員の報酬については、市長等と同じでよいと考えるが、他市との比較で市長等より1ランク低いというのは感じていて、市長等よりも引き上げてあげたい気持ちはあるが、積極的な理由に乏しいところです。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私も市長等と同様に1.1%でよいと思います。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私も市長等と同じで1.1%でよいと思います。

(会長) 委員お願いします。

(委員) 同じく1.1%でよいと思います。

(会長) ありがとうございます。私も議員の報酬額については、市長等と同様に考えるべきと思います。委員の皆様のご発言として、他市との比較において、市長等よりもさらに低い水準にある問題意識はありつつも、市長等と同様に考えて、令和5年人事院勧告の国家公務員の一般職における平均給与改定率を参考に1.1%の引上げ、という形で答申をまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

異議なし

(会長) ありがとうございます。では、最後になりますが、市長等及び議員の期末手当の支給率についてご意見を頂いて参りたいと思います。ご発言にも度々ありましたが、給料や報酬に加えて期末手当を合わせた年収ベースで検討する必要がある、当審議会としてもそのように審議、検討してまいりました。本年度は、人事院勧告で一般職、それから指定職それぞれについて、0.1月の引上げ改定がありましたので、それを踏まえて、期末手当の支給率について、引上げか引下げか、もしくは据置きとするか。引き上げるまたは引き下げるならば、どのような支給率とすべきか、そうしたことについてご意見を伺いたいと思います。

委員からお願いできますでしょうか。

(委員) 三重県下の他の市町における期末手当の支給率改定の動向を見ましても、市長等、議員ともに0.1月引き上げている自治体が大半ですので、それぞれ0.1月ずつ、市長等なら4.5月、議員であれば3.4月でいかがかと思えます。

(会長) では委員お願いいたします。

(委員) 私も同様でよいと思います。

(会長) ありがとうございます。委員お願いいたします。

(委員) 0.1 月ずつの引上げでよいと思います。

(会長) 委員お願いいたします。

(委員) 私も同様です。

(委員) 委員お願いいたします。

(委員) 私も同じでよいと思います。市の財政運営が健全というところで、各種地域の活性化のほうも積極的に取り組んでいただいていますことを鑑みて、人事院勧告に沿った 0.1 月の引上げでよいと思います。

(会長) 委員お願いいたします。

(委員) 私も 0.1 月でよいと思いますが、昨年、市長等が 0.05 月引き上げたのはどういう理由からでしょうか。

(事務局：高山) 例年、市長等については、人事院勧告における国家公務員の一般職、議員については指定職の支給率にそれぞれ準じる形での答申をいただいておりますが、数年前の審議会においては、人事院勧告に倣わず、改定を見送った経過がございます。ズレという用語が生じるかも分かりませんが、人事院勧告と松阪市の間でズレが生じていましたが、昨年の報酬審議会においては、人事院勧告の支給率、市長等であれば一般職の 4.4 月、議員であれば指定職の 3.3 月に沿う形で、引上げ幅が決まった経過がございます。

(会長) では、この期末手当の支給率について、委員からご意見いただいておりますでしょうか。

(事務局：高山) はい。欠席の委員からは、「例年通り、市長、副市長、教育長については、国家公務員の一般職に準じて 4.5 月、議員については、国家公務員の指定職に 3.4 月とすることが望ましいと考えます。」という意見を頂戴しております。

(会長) ありがとうございます。私も意見としては同様です。したがって、期末手当の支給率につきましては、市長等、議員それぞれについて、人事院勧告を参考に 0.1 月ずつの引上げ、このような形で答申をまとめていきたいと思っております。

では、本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しします。

(事務局：上西) ご議論ありがとうございました。第 3 回目でございますけれども、2 月 15 日、木曜日、午前 1 時 30 分から、この場所で開催をさせていただきますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。出席が難しい場合は、事前に答申案をメールでお送りし、ご意見等を伺いたいと思

いますので、会議終了後、事務局までお申し出ください。それでは、本日はこれにて、審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上